

不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則の一部改正について

I 改正等の目的

令和3年3月31日以後終了する事業年度から改正企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が適用されることを踏まえ、不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則について、同会計基準その他の基準との整合性を図ることを目的として、同規則の一部改正を行う。

II 主な改正等の内容

(1) 礼金、権利金について、性質に応じて対応する期間にわたり収益として計上する方法を追加

(第20条の改正)

(2) 修繕費用の計上方法として、従前、規定されていた費用未確定の場合について削除

(第22条の改正)

III 施行の時期

令和3年3月31日から実施する。

以 上

※フリーレント等に係る計理処理に関する規定については、今回の改正に盛り込むことを見合わせ、引き続き専門委員会で検討し成案が得られた段階で再度、手続きを行う。